

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人つがる三和会

居宅介護支援事業所

在宅介護支援センター白神荘

1.感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

(目的)

この指針は社会福祉法人つがる三和会(以下「法人」という)が実施する福祉サービスの利用者又は職員の、感染予防及びまん延防止を目的として定める。

(感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2.感染症の予防及びまん延防止のための体制

(1)感染対策委員会の設置

ア 目的

当施設内の感染症及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策委員会」を設置する。

イ 委員の構成

委員会の委員は、次に掲げる委員とする。

- ① 所長(委員長)
- ② 居宅管理者兼介護支援専門員(副委員長・感染対策担当者)

ウ 委員会の開催

- ①委員会は概ね6ヵ月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催する。
- ②委員会は、委員長または副委員長が招集する。
- ③委員会は、委員長または副委員長が感染症の予防及びまん延防止のための具体策を作成し、委員会に提案し記録する。
- ④委員会は、検討結果を職員に対して周知徹底する。

エ 感染対策委員会の業務

感染対策委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
- (2) 指針・マニュアル等の作成
- (3) 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施
- (4) 利用者の感染症等の既往の把握
- (5) 利用者・職員の健康状態の把握
- (6) 感染症等発生時の対応と報告
- (7) 感染対策実施状況の把握と評価

(2) 職員の研修の実施

委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- ①新規採用者に対して、感染対策の基礎に関する研修を実施する。
- ②全職員を対象に、感染症予防等対策に関する研修を年1回以上実施する。
- ③外部で実施されている研修会への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

(3) 訓練(シミュレーション)

委員会は感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象として、全体あるいは事業所ごとに定期的に年1回実施する。

(4) 記録の保管

委員会の審議内容、施設内の感染対策の研修や訓練の諸記録は5年間保管する。

3. 平常時の対応

- 1 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- 2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。
- 3 来荘者には玄関で検温を実施する。
- 4 職員が利用者宅へ訪問する場合の感染対策として以下の事項について徹底する。
 - (1) 検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用
 - (2) 訪問ごとに手洗い、手指消毒を行う。
 - (3) 血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する。
- 5 日常の感染対策(手洗いについて)
 - (1) 手洗い: 汚れがあるときは、普通の石鹸と流水で手指を洗浄すること。
 - (2) 手指消毒: 感染している利用者や感染しやすい状況にある利用者に関わるときは、洗浄消毒、擦式消毒薬で洗うこと。それぞれの具体的方法について、以下の通り。
 - (ア) 流水による手洗い
汚れがあるときは流水による手洗いを行う。

《手洗いにおける注意事項》

- ①まず手を流水で軽く洗う。
- ②石鹼を使用するときは、固形石鹼ではなく、液体石鹼を使用する。
- ③手を洗う時は時計や指輪を外す。
- ④爪は短く切っておく。
- ⑤手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
- ⑥使い捨てのペーパータオルを使用する。
- ⑦水道栓の開閉は、手首、肘などで行う。
- ⑧水道栓は洗った手で止めるのではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。
- ⑨手を完全に乾燥させる。

《禁止すべき手洗い方法》

- ①ベースン法(浸漬液、溜まり水)
- ②共同使用する布タオル

(イ) 手指消毒

手指消毒には下表のとおりの方法がある。

消毒法	方法
洗浄法 (スクラブ法)	消毒薬を約3ml手に取りよく泡立てながら洗浄する。(30秒以上)。さらに流水で洗い、ペーパータオルでふき取る。
擦式法 (ラビング法)	アルコール含有消毒薬を約3ml手に取り、よく擦りこみ(30秒以上)乾かす。
擦式法(ラビング法) ジェル・ジェルによるもの	アルコール含有のジェル・ジェル消毒薬を約2ml手に取り、よく擦りこみ(30秒以上)乾かす。
清拭法(ワイピング法)	アルコール含有綿で拭き取る。

*ラビング法は、手が汚れているときは無効であり、石鹼と流水で洗ったあとに行うこと。

6 日常の観察

職員は、利用者の異常の前兆をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、家族に知らせる。又、状況に応じて主治医や看護職員に知らせる。

《注意すべき症状》

主な症状	要注意のサイン
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐったりしている。意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い。 ・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい。
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。 ・発熱し、体に赤い発疹も出ている。 ・発熱し、意識がはっきりしていない。
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・便に血が混じっている。 ・尿が少ない、口が乾いている。
咳、咽頭痛・鼻水	<ul style="list-style-type: none"> ・熱があり、痰の絡んだ咳がひどい。
発疹(皮膚の異常)	<ul style="list-style-type: none"> ・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、まったくかゆみを伴わない場合もある。

4、感染症や食中毒の発生時の対応

- 1 感染症や食中毒(以下「感染症等」という。)が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - (1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無(発生日時を含む)について把握し、管理者に報告する。
 - (2) 管理者は職員から報告を受けた場合、所長へ報告し、職員に必要な指示を行う。
- 2 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときが、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
 - (1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
 - (2) 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行う。
 - (3) 利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行う。
 - (4) 別に定めるマニュアル(BCP等)に従い、個別の感染対策を実施する。
 - (5) 感染症発生時の対応を効果的に行うために、事業所内の連絡体制を整備し、迅速かつ明確な情報共有を行う。これには、職員や利用者への情報提供が含まれる。

5.指針の閲覧等

- 1 指針及び感染症対策に関するマニュアル、BCP等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- 2 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。